

第1回1か月児健康診査に係る都内
共通受診方式の導入に向けた検討会

令和7年3月28日

(午後 3時30分 開会)

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第1回1か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会を始めさせていただきます。

本日は、年度末のお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を担当いたします福祉局の子供・子育て施策担当部長の瀬川でございます。本日進行担当する予定でありました子供・子育て支援部調整担当課長の谷山につきましては、本日急遽別件の対応が入りましたので、本検討会につきましては、私のほうで進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず資料のご確認をお願いいたします。

まず資料1、1か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会設置要綱でございます。資料2は、1か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会委員名簿。資料3-1、1か月児健康診査支援事業（国資料）になります。資料3-2、1か月児健康診査に係る都内共通受診方式導入に向けた検討の進め方。資料3-3は、東京都における妊婦健康診査の実施体制と都内共通ルール。資料4-1は、産婦健康診査及び1か月児健康診査に係る実施状況調査の概要でございます。資料の4-2、乳児健康診査受診票（都様式）でございます。資料の4-3、1か月児健康診査問診票・1か月児健康診査票（国様式）でございます。資料5は、都内共通受診方式導入に当たっての課題と方向性でございます。

これに加えまして参考資料の1といたしまして、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱及び交付要綱、また参考資料2としましては、1か月児健康診査マニュアルとなっております。以上の資料をお送りさせていただいております、過不足等はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、検討会の運営につきまして、ご説明をいたします。本検討会につきましては公開となっております。配布資料、議事録につきましては設置要綱第10に基づき、後日、ホームページで公開することを申し添えます。

議事録の作成方法でございますが、事務局で議事録を作成しまして、事前に委員の皆様を確認をさせていただきます。

本日は、オンラインによる実施となっております。ご発言に際しては、手を挙げるボタンを押していただき、私からご指名の後、ミュートを外してご発言いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、私から一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

1か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末のお忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より、都の子供子育て支援政策の推進にご理解、ご協力を賜り、御礼を申し上げ

げます。

ご承知のとおり、乳児に対する1か月児健康診査は、原則として産婦が各医療機関に申し込んで受診する個別の健診方式で実施をされておりますが、妊婦健診などで既に導入されております都内共通受診票はございません。都内では居住する自治体以外での出産が約半数あり、都といたしましては、乳児、またその保護者が自治体の区域を越えて健診を受診できるよう、広域的な都内共通受診方式の導入が効果的であるというふうに考えております。

このため都では、都内共通受診方式の公費負担制度導入及び体制構築を検討する場の設置について、五者協に協議をし、昨年ご承認をいただきました。このたび、本検討会を設置することになりまして、この間の皆様に、ご協力に感謝を申し上げます。

本日は、都内共通受診方式の導入に向けた検討の流れや、医療機関、また区市町村における取組の現状、そして課題と今後の方向性につきましてご議論いただければというふうに考えております。皆様からの積極的なご意見をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、次第の2、委員の紹介に入らせていただきます。

資料2の名簿をご覧ください。関係団体、関係行政機関の区分ごとに五十音順になっております。名簿順にご紹介をさせていただきます。

まず、順天堂大学医学部附属順天堂医院小児科・思春期科准教授、池野委員でございます。

○池野委員 池野と申します。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 ありがとうございます。

続いて、公益社団法人東京都医師会理事、川上委員でございます。

○川上委員 川上です。よろしくお願いいたします。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 続きまして、澤田こどもクリニック院長、澤田委員でございます。

○澤田委員 澤田でございます。よろしくお願いいたします。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 続きまして、国分寺市子ども家庭部子育て相談室長、坂本委員でございます。

○坂本委員 国分寺市子ども家庭部子育て相談室、坂本と申します。よろしくお願いいたします。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 坂本委員ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続いて、瑞穂町福祉部子ども家庭センター課長、島崎委員でございます。

○島崎委員 島崎です。よろしくお願いいたします。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 中野区地域支えあい推進部中部すこやか福祉センター担当課長、鈴木委員でございます。

○鈴木委員 中野区の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 なお、事務局につきましては、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の３、１か月児健康診査に係る都内共通受診方式導入に向けた検討の進め方に入ります。

まず資料３－１から３－３について、事務局からご説明をさせていただきます。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当） 事務局の山崎でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

私から、資料の３－１から３－３につきまして、ご説明いたします。

まず４ページ目、資料の３－１、１か月児健康診査事業についてご説明いたします。

こちらの資料は、国が区市町村に対して実施している補助事業の概要となっております。国資料では５歳児健診についての内容も一部含まれておりますが、本検討会でご議論いただく１か月児健診につきましてご説明いたします。

１か月児健診につきましては、実施方法は原則として医療機関で受診する個別健診方式で実施し、健診内容については、身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、子供の健康状態や育児の相談等を行うこととされております。

また、下段の実施主体等の中にありますとおり、実施主体は市町村、補助率は国２分の１、補助単価は①に記載のとおり、１人当たり６，０００円となっております。

なお、事業概要の右上に追記をさせていただきましたとおり、都内では居住自治体以外での出産が約半数であることから、産婦や新生児が自治体の区域を越えて健診を受診できるよう、広域的な都内共通受診方式の導入が効果的と考えまして、具体的なスキームを検討する場の設置を五者協協議で承認いただき、本検討会を設置しました。

続きまして、５ページ目、資料の３－２、１か月児健康診査に係る都内共通受診方式導入に向けた検討の進め方をご覧ください。

本検討会で公費負担制度導入に向けましては、妊婦健康診査の方式を参考に検討を進めていくこととしております。具体的なスケジュールは表のとおりで、第１回の今回は検討の進め方や、都内における１か月児健康診査の実施状況、都内共通受診方式導入に当たっての課題と方向性について議論をいただきまして、来年度の６月頃には第２回の検討会を開催し、公費負担額の案や受診票の様式などをお示ししたいと考えております。続く９月頃の第３回では、標準要綱や事務の手引きの案などをそれぞれお示しをしまして、その後、１１月から１２月にかけて、五者協で公費負担額や標準要綱制定等について協議をさせていただく予定です。

五者協でご了承いただけたら、令和８年２月頃に最後の第４回検討会を開催し、標準要綱や事務の手引きの最終版、また医療機関向けＱ＆Ａや区民向けのチラシ案のご提示を行い、新制度の周知や制度準備を経まして、令和８年度中の公費負担制度開始を目指したいと考えております。

なお、産婦健康診査についても同様に検討を進めまして、同じく令和８年度中の共通受診方式の公費負担制度導入を目指していきたいと考えております。

続きまして、６ページ目、資料の３－３でございます。

東京都における妊婦健康診査の実施体制と、都内共通ルールです。

皆様ご承知の内容かと存じますが、各区市町村と契約医療機関、東京都医師会、東京都国民健康保健団体連合会の各関係団体の契約や請求に係るフロー図を改めてお示ししてございます。

資料３－１から３－３に係る事務局からの説明は以上でございます。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 それでは、ただいまご説明いたしました１か月健康診査事業の現状や今後のスケジュール、スキームなどにつきましてご意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

○澤田委員 スケジュールでは、来年の２月が最後の予定になっておりますけれども。この委員の任期が２年とどこかに書いてあったような気がするんですけども、この任期は１年でしょうか、２年でしょうか。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当） 事務局でございます。委員の任期につきましては、今月の開始から令和８年の３月末とさせていただきますので、第４回まで委員の皆様にはご出席をいただきたいと思いますと考えております。

○澤田委員 分かりました。そうすると再来年の３月までということになりますか。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当） こちらの検討は令和８年の２月頃が最後の第４回になりますので、そちらまではこの形でご参加をいただければと思っております。

○澤田委員 ありがとうございます。以上です。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 今のご説明の中で１点確認をさせてください。スケジュールのところなんですけれども、令和８年度中の共通受診方式の公費の制度導入を目指すとされていますけれども、これ令和８年度の大体いつ頃にこの仕組みを導入するかという時期のめどはあるのでしょうか。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当） 事務局でございます。こちらは妊婦健康診査の流れに沿って行っていく際に、国保連で請求や支払いの事務を一部担っていただくようなスキームで妊婦健診を今実施しているところでございますが、新たにこういうスキームを作る上では、国保連でのシステム改修等の手続が必要ということでございまして、そちらが少し時間を要するようなお話をいただいておりますので、令和８年度のどこかというような形の開始になるかというふうには現実的には考えているところでございます。

○鈴木委員 ということは今の段階では、令和８年度中にはやりたいけども、具体的に何月頃とかいうことは、まだ未定ということでしょうか。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当）　そうですね。具体的な開始時期については国保連とも調整して、システム改修の時期も踏まえて考えていきたいと思っております。

○鈴木委員　分かりました。ありがとうございます。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長　続いて、池野委員お願いいたします。

○池野委員　ご説明いただいた中に五者協という言葉、そういうふうに聞こえたものがあるんですけども、その確認を取っていますということなんですけど、ちょっとその辺りの仕組みについて詳しくないので、教えていただければと思います。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当）　ありがとうございます。五者協と申し上げたものでございますが、都と区、市、町村、東京都医師会の五者による協議体でございます。妊婦健康診査や乳児の健康診査につきましては、公費負担額や要綱を作って、都内でやっていく際には、こちらの五者による協議で、具体的な様式や、受診票の様式ですとか単価を協議していくというルールで行っておりますので、同様にそのような場を通じて最終的な決定をしていく流れになります。

○池野委員　ありがとうございます。自治体と医師会というそういうようなイメージですね。ありがとうございます。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長　その他ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○坂本委員　ちょっと先ほどの話と関連なんですけれども。令和８年度中をめどにということで、今現段階ではまだいつ実施できるかが分からないということですが予算の関係があると思っております。令和８年度当初予算に計上するのは大体今年度の１０月頃。９月、１０月頃には、ある程度何月ぐらいからと分かっていると、当初予算の計上をどうしていくかというのがあります。その辺については大体どのぐらいの時期を想定しているのかお聞きしたいと思います。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当）　ご質問ありがとうございます。国保連のシステム関係では、詳細な要件が決まってから一定期間、必要だと伺っておりますので、現実的には年度の最初からというのは難しいかと思っております。各自治体様の予算取りが夏頃あるということは承知しております、こちらのスケジュールの第２回のほうで公費負担額も含めて案をご提示して、９月頃には医師会とも当然調整の上にはなりますが、大体の単価についてはすり合わせを行うということと、区市町村にもこちらの件について情報提供をさせていただくということで、次年度の予算要求に向けては連携していければと考えております。よろしくお願いいたします。

○坂本委員　分かりました。ありがとうございます。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長　ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしければ、次の次第４のほうに移りたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、次第の４、都内医療機関及び助産所における産婦健康診査の実施状況で

ございます。

都が昨年実施いたしました医療機関等に関する調査結果の概要や受診票の様式、国のマニュアル等について、引き続き事務局よりご説明をいたします。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当） 事務局でございます。資料の４－１から４－３につきましてご説明をいたします。

こちらの資料の４－１でございますが、都内で産婦人科と小児科を標榜している医療機関及び助産所に対しまして、まとめて行いました産婦健診と１か月児健診に係る実施状況調査の結果概要となっております。

調査期間は１０月２日から１１月１日まで。産婦人科・助産所と小児科に分けて調査を実施し、対象施設数、回答施設数はそれぞれ記載のとおりとなっております。回答率は約それぞれ２０％強となっております。

実施している健診のうち、本検討会における議論の対象となる１か月児健診につきましては赤枠で囲いをさせていただきました。

①の実施している健診でございますが、乳児への１か月児健診を行っていると回答した施設は、産婦人科・助産所において約３割、小児科においても３割強という結果となっております。

②の受診費用ですが、平均単価を円グラフの下に記載しております。国の補助単価は６，０００円となっておりますが、おおむね産婦人科・助産所、小児科ともに５，０００円前後の結果となっております。

続きまして、８ページ目、③の健診の実施内容でございますが、産婦人科・助産所においては、発育状況、栄養状態の確認を除いて各項目ともほぼ実施という結果となっております。小児科におきましては、単価や健診項目につきまして、未回答となっている施設が約４割ございましたため、そちらを除きますと、それぞれ６０％の実施ということなので、おおむね産婦人科さんと同様に全ての医療機関では実施しているような結果となっております。

続いて、９ページ目でございます。

支援が必要な方の区市町村への引継ぎですが、産婦人科・助産所では半数超の施設が区市町村への引継実績がございました。小児科では３割弱の実績となっております。こちらは産婦健診と１か月児健診併せての回答結果であることにご留意いただければと思います。

続いて、資料の４－２と４－３についてご説明いたします。

資料の４－２ですが、乳児の６～７か月健康診査と９～１０か月健康診査における都内共通受診票の様式でございます。

皆様ご承知おきのとおりかと存じますが、こちらの乳児健康診査受診票の左側には問診表、右側には健診結果を記入する様式となっております。左側で事前に保護者にご記入いただいたことについて確認をした後、各医療機関様で右側の結果にご記入いた

だくような様式となっております。

資料の４－３でございます。

１か月児健康診査の問診票と健診票の様式でございます。こちらは国の実施要綱で、１か月児健診の実施に当たり、参考とするよう規定されている様式となります。このように国で規定された様式の内容を６～７か月、９～１０か月健診のような形で、都内共通の様式として落とし込んでいくことになろうかと考えてございます。

なお、国の実施要綱及び補助要綱は参考資料の１として添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

また、本件につきまして参考資料の２、１か月児健康診査マニュアルを添付させていただきました。資料としては、こちらの１９ページ以降の資料になります。

令和６年１２月２３日付の国からの事務連絡におきまして、１か月児健診の実施に当たり参考とするため、こども家庭科学研究費補助金、成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業の中で、こどもの健やかな成長・発達のためのバイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）からの切れ目のない支援の推進のための研究におきまして作成された旨の情報提供があったものとなっております。

こちらのマニュアルにつきましては、目次に記載のとおり、１か月児健診の目的や意義、また実施方法・体制に加えまして、健診で行う診察内容の詳細や家族の育児に関する不安や問題への指導方法も記載されているものとなっております。１か月児健診を実施する区市町村は、この内容を踏まえて１か月児健診を実施するための地域の実情に応じた体制整備に遺漏なく努めると、国からの事務連絡にも記載されておりますため、これを踏まえた検討を進めていくものと考えております。

資料の４－１から４－３、また参考資料の２のご説明は以上でございます。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長　こちらにつきましてご質問、またご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。何か気になる点等ありましたら、ぜひお願いいたします。

（なし）

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長　ありがとうございます。特に疑問点等ございませんでしたら、これがベースになるということで、次の次第５のほうに移らせていただきたいと思います。委員の先生方よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、次第５に移ります。最後になります。次第の５、都内共通受診方式導入に当たっての課題と方向性でございます。それでは、こちら事務局よりご説明をさせていただきます。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当）　資料の５につきまして、ご説明いたします。

都内共通受診方式に当たっての課題と方向性でございますが、国の実施要綱で規定されている内容を参考に、健診の実施場所、健診の内容、公費負担額と回数、また区市町

村や健診実施医療機関との連携、その他事務の流れについて、それぞれ課題と方向性をまとめております。

方向性でございますが、健診の実施場所は、妊婦健康診査や乳児健康診査と同様に東京都医師会加入医療機関、その他の医療機関を対象とする方向と考えてございます。

健診の内容、また公費負担額と回数につきましては、国実施要綱で示す健診の内容補助単価、こちらを基準に議論を進めていきたいと考えております。

また1か月児健康診査のマニュアルにつきましても、研修の内容に当たっては参考にさせていただきたいと考えております。

区市町村や健診実施医療機関との連携につきましては、現在共通受診票が導入されている乳児健康診査の実施状況を参考に検討してまいりたいと考えております。

その他の事務の流れは、妊婦・乳幼児健康診査と同様といたしております。

資料の5-2参照とございますが、こちら資料の3-3の参照の間違いでございました。大変失礼いたしました。訂正いたします。

今後、課題と方向性につきましては、上記の視点に基づき詳細を検討してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長　こちらにつきましてご意見、疑問点等ございましてでしょうか。よろしくお願いいたします。

川上委員お願いいたします。

○川上委員　東京都医師会の川上です。課題の中で健診の実施場所ですけれども、今の6～7か月とか9～10か月健診ですと、東京都医師会の加入というよりは地区医師会になるかと思うんですね。五者協の協定は東京都医師会が代表していますけれども、実際の健診の契約は区市町村との契約になるかと思しますので、実施場所は区市町村医師会に加入する医療機関もしくは区と直接契約を結べる医療機関ということになるんじゃないかと思えます。区に限らず区市町村ですね。

それから、医師会に加入していない医療機関の場合に、産婦人科を標榜する医療機関にするのか、あくまでも今回は1か月のベビーですから、小児科のほうが領域になりますので、医師会に加入していない医療機関の場合には小児科を標榜しているということを入れていただきたいなというふうに考えております。

その他の部分では、特に今のところは結構です。ありがとうございます。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当）　ありがとうございます。ただいまいただいたご意見、詳細につきまして、また実態確認させていただきまして、次回はしっかり反映させていきたいと考えております。ありがとうございます。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長　ありがとうございます。その他ご意見いかがでございましょうか。

特にないようでしたら、その他全体を通してでも結構ですので、ご意見、ご質問等ご

ございましたら、ぜひお願いいたします。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員　ちょっと全体的なイメージの確認なんですけれども。基本的にはこれ各医療機関での健診という形になるので、妊婦健診のようなイメージで、それぞれ妊婦が医療機関で健診を受けているじゃないですか。公費で支払いとかをやっていると思うんですけども、その延長的な形で1か月健診も実施されると、そういうイメージを持っておけばよろしいでしょうか。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当）　ありがとうございます。私ども事務局といたしましても妊婦健診、また現在乳児でも同様に行っておりますので、そのような方式で実施することを想定してございます。

○鈴木委員　ありがとうございます。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長　その他いかがでしょうか。

川上委員お願いいたします。

○川上委員　度々すみません。東京都の場合、都外出産の方も結構いらっしゃると思います。1か月健診を済ませて東京に戻られる方が多いんですけれども。その場合、今回の共通様式は都内の話だと思ひまして、都外出生の場合に、この1か月健診の取扱いをどうするかというのは、ここではなくどこか別の場で討議されるような予定はありますでしょうか。

それから、都外だった場合に、今実際妊婦さんが使っていらっしゃる妊産婦健診のチケットはどういう取扱いで都外でやっていらっしゃるのかということをご参考にご教えていただけたらと思います。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当）　現在、妊婦健診の共通ルールに基づきますと、都外で健診を受診された場合は、償還払いという形で後ほどお金をお出しするような対応になっているかと思います。基本的に妊婦健診のスキームを参考に、現状がベースになるとは考えてございますが、引き続きこちらの課題についても検討会の中で議論はしていければと考えております。ありがとうございます。

○川上委員　ありがとうございます。分かりました。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長　その他いかがでございましょうか。

池野委員お願いいたします。

○池野委員　この対象となる子供は何か条件あったりしますか。例えば、海外出生の方とか、病気をお持ちの方で入院中のお子さんとか、何か省かれるような方々はいらっしゃるのでしょうか。

○山崎家庭支援課課長代理（多機関連携担当）　個々の状況による例外を、まだ事務局でも確認できておりませんので確認させていただきたいと思います。国の実施要綱の記載に基づきますと、対象の児童というのが、資料ですと15ページになります。

1か月児健診の対象者として、（4）標準的には出生後27日を超え、生後6週に達

しない乳児とするという記載がございまして、こちらがまずはベースとなるかと思っております。

個々の事情につきましては、こちらとしても詳細確認していきたいと思います。

○池野委員 よろしくをお願いします。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 ありがとうございます。その他ご意見、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんようでしたら、以上をもちまして第1回の1か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会を終了させていただきたいと思います。

次回ですけれども、第2回の検討会は6月頃の開催を予定しております。委員の皆様には、別途日程調整等の依頼をさせていただければというふうに存じます。

本日は、年度末の大変お忙しいところ、本検討会にご参加いただきまして、誠にどうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

(午後 4時06分 閉会)